

契約条項_GC-710(2)_210118

- 第1条 本契約条項は、注文書記載の物件・役務(以下、物件という)に関する、甲を発注者乙を受注者とする甲乙間の契約(以下、本契約という)に適用されます。
- 第2条 甲は本契約にかかる代金、その他料金ならびに消費税および地方消費税相当額(以下、代金等という)を注文書記載の約定に従い乙に支払います。
- 第3条 2. 甲が代金等の支払を遅延した場合、甲は年利12%の割合による遅延損害金を乙に支払います。
物件の所有権は、甲が代金等を完済したときに乙から甲に移転します。
- 第4条 2. 甲は、物件の引渡し後、所有権を取得するまでの間、善良なる管理者の注意義務をもって物件を管理し、乙所定の操作説明書に記載された操作方法により使用します。
甲は、ソフトウェアに添付されているソフトウェアの使用許諾条件を遵守します。
- 第5条 物件に関する乙の法律上の責任を含めた全ての責任は、物件に添付または乙が別途交付した保証書またはソフトウェアの使用許諾条件の範囲に限定されます。
- 第6条 甲が、乙の責に帰すべき事由にもとづき損害の賠償を請求するすべての場合において、乙は、甲に現実に発生した通常かつ直接の損害についてのみ、損害発生の原因となった取引に係る代金等相当額を上限とする金銭賠償の責任のみを負います。
2. 乙はいかなる場合にも、乙の責に帰すことのできない事由から生じた損害、甲の業務上の逸失利益その他の間接損害、特別な事情から生じた損害、データ等に対する損害および第三者からの損害賠償請求にもとづく甲の損害についての責任を免れます。
- 第7条 甲は、物件(役務提供および関連技術情報を含む)が、外国為替および外国貿易法ならびに/またはアメリカ合衆国輸出管理規則の規制対象となる場合、当該物件を外国へ輸出するときは、日本政府の輸出許可および/またはアメリカ合衆国政府の再輸出許可を得るものとします。
- 第8条 甲が次の各号のいずれかに該当した場合、甲は債務の期限の利益を自動的に失い、甲は乙にその時現在負担する債務を即時履行します。
(1) 本契約条項の1つにでも違反する事由が生じたとき
(2) 差押、仮差押、仮処分、競売、破産、民事再生、特別清算、会社更生、特定調停その他これらに類する手続の申立または公租公課の滞納
(3) 手形または小切手の不渡り、その他信用を著しく失墜する事由が生じたとき、または乙に損害を及ぼすおそれがあると認められる事由が生じたとき
2. 甲が前項各号のいずれかに該当した場合、乙は何ら催告を要せず、直ちに本契約を解除できます。
3. 甲が物件の所有権を取得する前に乙が前項にもとづき本契約を解除した場合、甲は、解除後すみやかに乙が納入した物件を乙に返還するとともに、損害の賠償として物件の購入価額の30%に相当する金額を乙に支払います。
- 第9条 甲が第三者(以下、顧客という)に対して再販売またはリース取引を行うために乙から物件を購入する場合、第3条第1項の定めにかかわらず物件の所有権は、物件の引渡しと同時に乙から甲に移転します。ただし、甲が乙に対して第2条で定めた支払日までに代金等を支払わなかった場合は、物件の引渡し時に遡って、所有権は移転しなかったものとします。
2. 前項の場合、物件の保証条件等および物件にソフトウェアが含まれる場合のソフトウェアの使用条件等については、乙と顧客との間で締結する契約で決定します。
3. 注文書に乙以外の事業者が販売者として表示されている場合、甲は当該販売業者に代理して乙が甲に販売するものであることを承諾します。この場合、乙が当該販売業者に代理して販売した物件の代金等は、すべて一括して乙が受領します。
4. 甲がソフトウェアのインストールを乙に発注する場合、甲は当該ソフトウェアの使用許諾条件を承諾したものとみなします。
5. 甲が使用中の機械装置等に対する設定作業または移動作業を乙に委託する場合、甲は乙が当該作業を開始するまでに、機械装置等に格納されているコンピューター・プログラムおよびデータ保護のため、適切な防御措置を甲の費用と責任において実施し、乙は、当該コンピューター・プログラムおよびデータの保護について、一切の責めを負いません。
6. 本契約が請負取引の場合、乙の責めに帰すべき事由以外で当該取引が中止になった場合、甲は当該業務の中止までに乙が負担した金額を乙に支払います。
7. 本条第4項、第5項および本項は本契約終了後も有効に存続します。
- 第10条 甲および乙は、自らが反社会的勢力(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団およびその関係団体等をいう。)でないこと、反社会的勢力でなかったこと、反社会的勢力を利用しないこと、反社会的勢力を名乗るなどして相手方の名誉・信用を毀損しもしくは業務の妨害を行いまは不当要求行為をなさないこと、自己の主要な出資者または役員が反社会的勢力の構成員でないことを表明し、保証します。
2. 甲および乙は、前項の規定を、自己の委託先および自己の調達先にも順守させるよう努力するものとします。
3. 甲および乙は、前二項に対する違反を発見した場合、すみやかにこれを是正するものとし、当該違反が相手方に影響を与えると判断した場合には、直ちに相手方にその事実を報告します。
4. 甲および乙は、相手方が前三項に違反した場合、催告なく、直ちに本契約を解除することができるものとします。この場合、相手方に損害が発生しても、その損害は賠償しないものとします。
5. 本契約締結前に、甲乙間で反社会的勢力との取引防止に関して合意している場合、当該合意内容を優先して適用するものとします。
- 第11条 本契約に関する訴訟は、乙の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とします。
- 第12条 本契約に定めのない事項または本契約の条項の解釈に疑義が生じたときは、信義にもとづき誠実にその都度甲乙協議の上決定します。

以上